

2019年11月27日 第13回社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 議事録

○日時 令和元年11月27日(水) 10:00～12:00

○場所 TKP新橋カンファレンスセンター 14階ホール14E
(東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング)

○出席者

(委員)

小杉 委員長(労働政策研究・研修機構研究顧問)
新保 委員長代理(神奈川県立保健福祉大学教授)
合原 委員(全国母子寡婦福祉団体協議会母子部顧問)
島崎 委員(政策研究大学院大学教授)
永澤 委員(山形県子育て推進部子ども家庭課長)
森内 委員(全国母子・父子自立支援員連絡協議会会長)
渡邊 代理人(松戸市子ども部長 町山委員代理)

(参考人)

赤石 参考人(NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長)
佐藤 参考人(ハンド・イン・ハンドの会主任研究員)
新川 参考人(NPO法人M-STEP理事長)
村上 参考人(全国父子家庭支援ネットワーク理事長)

(事務局)

依田 内閣官房内閣審議官(子ども家庭局併任)
宮本 総務課長
度会 母子家庭等自立支援室長
原田 母子家庭等自立支援推進官
川岸 母子家庭等自立支援室室長補佐

○議題

- (1) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針及び平成26年改正法の改正後の施策の実施状況について
(委員及び参考人からのプレゼンテーション等)
- (2) その他

○配付資料

- 資料1 永澤委員提出資料
- 資料2 町山委員提出資料
- 資料3 合原委員提出資料
- 資料4 赤石参考人提出資料
- 資料5 村上参考人提出資料
- 資料6 前回の指摘事項について

○議事

○ 度会母子家庭等自立支援室長

皆様おはようございます。それでは、定刻となりましたので、只今から第13回ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会を開催いたします。委員、参考人の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員の出席は6名、参考人の出席は4名でございます。鈴木委員、町山委員、芹澤委員につきましては欠席でございます。

なお、本日欠席の町山委員の代理として、松戸市子ども部子育て支援課の渡邊亜紀（わたなべ あき）課長補佐にご出席をいただいております。次に事務局ですが、前回専門委員会に出席ができませんでした事務局の職員を紹介いたします。総務課長の宮本です。

○ 宮本総務課長

宮本でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

なお、子ども家庭局長の渡辺、家庭福祉課長の成松は、本日公務により欠席となります。それでは、議事に移りたいと思います。小杉委員長、よろしくお願ひいたします。

○ 小杉委員長

はい。おはようございます。今日も皆さんよろしくお願ひいたします。それでははじめに、本日の資料の確認を事務局よりお願ひいたします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

本日の専門委員会につきましては、ご案内のとおりペーパーレス会議で行うこととしております。本日の資料は、タブレットを操作してご覧いただくこととなりますので、資料の配布はございませんが、お手元には審議会の座席表、それから、委員名簿、議事次第、それから、タブレット操作説明書となります。また、机上のほうにパイプファイルがありますが、これは前回の委員会の資料となっておりますのでご参照いただければと思います。配布物に不足等ございましたら事務局にお申し付けください。

それから、お手元の資料、タブレット操作説明書を見ながら、タブレットの操作または資料

の確認方法をご説明いたします。まず、今現在皆様のほうには、本日の専門委員会の議事次第というのが表示されていると思いますが、左上のほうに「マイプライベートファイル」というのがあります。こちらをタッチしていただくと、本日の資料が、議事次第のほか資料1から資料6が入っております。これをタッチしていただくと、また元の画面に戻ります。拡大縮小等は指で操作をしていただき、また、次のページへ移る際も、指で操作をしていただければと思います。操作等でご不明な点がございましたら適宜事務局がサポートいたしますので、お申し付けください。

カメラの撮影はここまでとさせていただきます。傍聴される皆様におかれましては、傍聴時の注意事項の厳守をお願いいたします。

それでは、小杉委員長、よろしくお願いいたします。

○ 小杉委員長

はい。それでは議事に入ります。本日の議題（1）にあります、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針及び平成26年改正法の改正後の施策の実施状況について」につきましては、委員及び参考人の皆様に、本日と次回の2回にわたり、プレゼンテーションをお願いしております。本日の進め方ですけれども、本日は永澤委員、町山委員の代理の渡邊様、合原委員、赤石参考人、村上参考人に、それぞれプレゼンテーションをお願いしております。10分程度で発表をお願いいたします。その上でプレゼンテーションの内容を踏まえて、質疑応答と、合わせて意見交換をしてみたいと思います。

それから、最後の10分程度ですけれども、前回の会議において委員から指摘のあった事項について、事務局で準備した資料6について、説明を聴取し、事実関係についての質疑を行いたいと思います。なお、ご発言の際は、マイクのボタンを押していただき、終わりましたらお切りいただけますようお願いいたします。

それでは、さっそく各委員、参考人からのプレゼンテーションに移ります。最初に永澤委員をお願いいたします。

○ 永澤委員

はい。山形県子育て推進部子ども家庭課長の永澤と申します。さっそく説明をさせていただきますと思います。山形県におきます、ひとり親家庭の現状及び支援の取り組みについてご説明をさせていただきます。資料の1をご覧ください。資料の1をご覧ください。

はじめにひとり親家庭の現状についてご説明いたします。スライドの3ページをお願いいたします。ひとり親家庭の世帯数は、平成27年国勢調査によりますと、山形県の母子世帯数は、他の世帯員がいる世帯を含めまして9,445世帯。同じく父子世帯数は、2,052世帯で、ひとり親世帯の合計は11,497世帯となっております。20歳未満の世帯員がいる世帯数は108,085世帯ですので、ひとり親世帯はその10.6%を占めていることとなります。なお、全国の割合は9.7%となっておりますので、山形県は全国と比べてやや高い水準にあるといえます。

また、5年前の平成22年の調査と比較してみますと、ひとり親世帯の合計は、全国・本県とも減少していますが、母子父子のみの世帯につきましては、全国では減少しておりますが、本

県は逆に 5,542 世帯から 5,812 世帯と、約 5%増加しています。

4 ページをご覧ください。ひとり親家庭の状況です。本県では第三次ひとり親家庭自立促進計画の策定にあたりまして、平成 26 年度に県内のひとり親家庭実態調査を実施しました。少し古くなりましたが、その調査結果から抜粋してご説明申し上げます。まず、ひとり親家庭になった理由については、全国と同様に、母子家庭・父子家庭とも、離婚が 8 割を超えその大半を占めております。また、養育費の受給状況ですが、前回調査の 21 年度に比べ、養育費の取り決めをしている方、現在も受給している方は、母子・父子家庭とも増加しております。

5 ページお願いします。ひとり親家庭の親の就業・収入の状況ですが、山形県の母子家庭では、94.1%が就業しておりますが、平成 21 年度調査に比べまして、臨時パートが減少し、常用雇用の割合が、少しですが上昇しております。しかし、その年間収入を見ますと、年収が 200 万未満のひとり親の割合は、依然として約 6 割を占め、収入が低い水準にあります。

また、6 ページになりますが、現在の暮らしの状況を見ますと、「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」を合わせた割合は、母子家庭・父子家庭とも 8 割を超え、暮らしぶりを厳しいと感じております。

次に 7 ページ。4 のひとり親家庭の生活・子育ての状況ですが、現在困っていることは、母子家庭・父子家庭ともに 1 位が生活費、2 位が子育て、3 位が仕事であり、このうち子育てで困っていることの内訳としましては、母子・父子家庭とも、1 位が進学、2 位が教育、3 位がしつけとなっております。

5 の、ひとり親が望む支援としましては、母子・父子家庭とも、1 位は児童扶養手当の増額、2 位、3 位は子どもの学習支援と、ひとり親家庭の医療費助成の充実といった経済的支援を望む声が多くなっております。なお、現在、ひとり親家庭実態調査を実施中でございまして、その結果は来年度の策定を予定しています次期計画に生かしてまいりたいと考えております。

次にひとり親家庭の支援施策について、ご説明いたします。10 ページをお願いします。本県では 28 年 3 月に、第三次山形県ひとり親家庭自立促進計画を策定し、ひとり親家庭の誰もが自立し、安心して生活でき、子どもの将来に夢を持って暮らせる山形県を目標としまして、1 「相談・支援体制の強化」、2 「子育て・生活の支援」、3 「就労の支援」、4 「教育の支援」、5 「経済的支援」、6 「推進体制の整備」を 6 つの柱とし、ひとり親家庭の福祉施策を展開しております。この計画の柱に沿って主な施策の内容を説明いたします。

11 ページをお願いいたします。「相談・支援体制の強化」に関する施策でございまして、ひとり親家庭に対する総合的な相談・支援の連携拠点として、平成 28 年 6 月に開設しました山形県ひとり親家庭応援センターでは、平成 30 年度は 1,344 件の相談を受け付けておりまして、その相談内容は就労に関する相談が最も多く、そのほか生活資金や、公営住宅への入居に関する相談、子どもの養育に関する相談など多岐にわたっております。また、母子・父子自立支援員による相談・支援としましては、県の 4 つの総合支庁と、すべての市に母子・父子自立支援員が配置されておりまして、センターと連携しながら相談・支援を行っております。また、母子家庭等就業・自立センターにおいては、主任就業支援相談員が配置されておりまして、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援を行っております。

13 ページをお願いいたします。就労の支援に関する施策になります。本県では就労支援、特

にひとり親家庭の親の就職に有利な資格取得への支援を強化しております。高等職業訓練促進給付金に加えまして、県の独自施策として、平成 28 年度から月額 5 万円の生活費を上乗せする生活応援給付金と、月額 2 万円の家賃補助を行う住まい応援給付金を助成しまして、資金貸付事業と組み合わせまして、養成機関への入学準備から就学、就職準備までを切れ目なくパッケージで支援し、ひとり親家庭の経済的自立を後押ししています。

15 ページは、高等職業訓練促進給付金等の受給者の推移です。パッケージ事業を実施した後の資格取得者は 42 名となっております。看護師、保育士等の資格を取得し、安定した就業についております。

16 ページをお願いいたします。県母子寡婦福祉連合会に委託し実施しております母子家庭等就業・自立支援センター事業ですが、就業相談をはじめ、就職準備セミナーやパソコン講座などの就業支援講習会の実施、求人情報の提供など、就業支援サービスを行っております。昨年度は 51 名の方の就業に結びついております。

17 ページをご覧ください。「子育て・生活の支援」に関する施策になります。ひとり親家庭等日常生活支援事業は、平成 30 年度は 90 世帯に計 815 回派遣しております。本県は全国的にみても、この事業の利用件数が高くなっておりますけれども、町村部の支援員の登録が少ないこともありまして、派遣要請に応えられないケースがあるなどの課題があります。

18 ページをお願いします。「教育の支援」に関する施策ですが、このうちひとり親家庭の子どもを対象としました生活・学習支援事業は、昨年度 5 市町で実施しているほか、県としましても、学習支援と食事の提供を組み合わせたモデル事業を NPO 法人に委託して実施いたしました。今年度は 9 市町で実施されておまして、そのうち 4 市は県のモデル事業を継承しております。

19 ページをお願いいたします。「経済的支援」に関する施策になります。児童扶養手当制度につきましては、県内の受給者数・支給額ともに減少傾向にあり、令和元年 4 月末現在の受給者数は 7,661 人と、前年から 437 人の減となっております。次に、母子父子寡婦福祉資金の貸付ですが、貸付件数・金額とも年々減少しております。

21 ページをお願いいたします。ひとり親家庭に対する医療給付事業につきましては、県の単独事業としまして、昭和 56 年から実施しております。平成 26 年度からは、対象者を DV 保護命令を受けた親子にも拡充したほか、今年度からは、みなし寡婦控除を適用するなど制度の充実を図っているところです。

22 ページをお願いいたします。本県のひとり親家庭支援策の課題ですが、ひとつはワンストップ相談窓口におきまして、相談内容が複雑化・重篤化していることから、相談員だけでは対処に困難な場合があります。弁護士相談などの充実が必要であることから、相談窓口の強化事業の充実などが必要と考えております。また、養育費の確保の支援につきましては、実効性の高い支援が必要でありまして、弁護士相談の充実など、新たな支援の仕組みの構築が必要と考えております。

以上、本県の取り組み状況をご説明いたしましたが、これを踏まえまして、ひとり親家庭支援施策の評価・課題、今後の方向性に対する意見をまとめてみました。24 ページをお願いいたします。

まず、現行の基本方針に定める施策の実施状況については、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトに示されております「就業支援を基本に、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実」を踏まえ、国において様々な施策が準備されておりました、都道府県等におきましては、それを活用しながら地域の実情に応じた施策が展開されておりました、一定の実績と成果が上がっているものと考えております。

また、課題としましては、都道府県等においては、予算等の制約等もあり、国の支援メニューを選択と集中により施策を展開する必要があること、国の支援メニューによっては、都道府県等において、その要件等のため、施策展開ができない場合もありまして、より柔軟な支援メニューとする必要があると考えております。

最後に今後の方向性ですが、引き続き現行の基本方針によることとしまして、国におきましては、都道府県が地域の実情に応じて施策を選択できるよう、支援メニューを充実、より柔軟なものとなるように努める。また、都道府県等におきましては、地域の実情を踏まえ、国の支援メニューを活用しながら、選択と集中による施策展開を図ることが重要と考えております。

以上、ひとり親家庭の支援施策についての私のプレゼンテーションといたします。ご清聴誠にありがとうございました。

○ 小杉委員長

ありがとうございました。ご質問もあるかと思いますが、今回4人まとめて発表いただいてからということにしたいと思っておりますので、続きまして町山委員の代理の渡邊様、お願いいたします。

○ 渡邊代理人

おはようございます。松戸市子育て支援課の渡邊と申します。本来であれば専門委員会委員である本市の子ども部長が出席すべきところでございますが、公務が重なり参加が叶わず、僭越ではございますが、本日は私が代理として参加することとなりました。委員の皆様、事務局の皆様にはお詫び申し上げるとともに、お許しいただければと存じます。

それでは、報告に移りたいと思っております。資料に沿ってお話しさせていただきます。まず、松戸市の組織ということで、3ページ目をご覧ください。

3ページ目に、松戸市の子ども部の組織についてご案内がございます。ひとり親家庭支援の関係は、子育て支援課で対応しております。子育て支援課は課長を除き24名で、そのうち14名が児童給付担当室、残り10名のうち7名が放課後児童クラブ・放課後KIDSルームの対応、残り3名において、ひとり親世帯支援事業ほかの業務を対応しており、私もその1人となります。ひとり親家庭等支援事業については、職員のほかに非常勤職員、母子・父子自立支援員2名と、委託事業者による就労支援専門員が1名配置されております。

それでは、具体的な業務のほうなのですが、4ページのひとり親相談業務でございますが、平成28年度に児童給付担当室への諸手当の手続きによるお客様が、そのまま相談も一緒にできるようにということで、相談窓口を一本化し、相談員も同年8月に1名から2名体制に増やし、今に至っております。30年度は前年度より相談件数が倍になっております。なお、この件

数は相談を受けた際の内容件数をカウントしておりますので、相談の都度どんどん重なるような形の数字でございます。相談内容で突出している児童福祉全般の内容としては、養育費相談・DV 相談・保育所の入所・不登校というものでございます。同じく数の多い生活保護の関係ですが、内容としては、生活保護受給の手続き等といったものです。どの内容につきましても、生涯福祉や母子保健、児童相談所、生活保護担当など連携が必要なものであり、相談員は横断的に連携し、相談者の方に寄り添って対応しております。最近では難民申請されているひとり親の方の相談なども窓口にありました。

また、母子父子、失礼、母子父子寡婦福祉資金の貸付については、表のとおりでございます。今年度から、31 年度からですけれども、給付型奨学金が開始となり、例年より奨学金についての動きが、ちょっと遅いような感じがあるのですが、また年明けあたりに駆け込み申請が多くなるかもしれないと現在様子を窺っている状態です。

5 ページ目の母子・父子自立支援プログラム策定業務でございますが、こちらは業務委託で就労支援専門員を 1 名配置しており、6 ページ目に続く 4 番 5 番の自立支援教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金の受給のための面談等も行い、ハローワークとも連携し、就業につなげていっております。こちらの専門員の方も、同じ課内に席がありますので、母子・父子自立支援員との連携もできております。

8 ページ目の母子生活支援施設入所委託業務でございますが、入所を依頼した実績のある委託施設は近年は 6 ヶ所で、他県への実績は資料のとおりになっております。

続きまして 9 ページ目のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援についてでございますが、こちらは補助金に加え、市で助成額をかさ上げしているのですが、30 年度の実績はありませんでした。

10 ページ目の子どもの学習支援事業でございますが、こちらは生活困窮者自立支援制度、子どもの学習支援事業と連携し実施しているものです。31 年度、1 ヶ所新たに会場が増え、市内 6 ヶ所で行っております。詳細は資料のとおりでございます。誠に雑駁ではございますが、現在の松戸市の状況としての雑駁なご案内でございました。

次に 26 年度の改正後の施策状況に対する意見と基本方針に対する意見についてですが、3 点ほど。

1 点目は母子・父子自立支援員の配置についての補助をお願いしたいということです。いろいろ国のほうでも多種多様なメニューの補助メニューはございますが、先ほど説明させていただきましたが、ひとり親相談事業について、生活全般の相談ということで、母子・父子自立支援員 2 名の体制で様々な問題に対応していただいています。多様な対応や調整をこなしている中、近年は DV 対応のための母子支援施設への入所世帯が多く、その対応を含めると、やはり 2 名では限界があります。相談窓口強化の補助は、基本の相談業務に加え、養育支援相談や夜間・休日窓口など、幅が出ると補助の対象になり補助金が出るメニューが多いのですが、純粋に母子・父子自立支援員の配置についての補助がないのが実情です。増員を考えると、補助があると大変有り難いです。今一度、相談件数が増える中、根幹である相談業務についての財源の確保について、是非ご一考いただきたいと存じます。

2 点目は、母子父子寡婦福祉資金の貸付についてですが、貸付という性質上仕方がないとは

思いますが、審査が厳しく、審査のご担当が代わると添付書類が増えたりするという場合もあり、統一化していただくと有り難いです。審査のために相談者と事前面談を数回にわたり行っており、一月以上は必要です。就学資金ですと、受験のシーズンが決まっているために、計画立てて面談していくこともできますが、転宅資金など相談者にとって早めに資金が必要なときに、母子父子寡婦福祉資金の貸付は難しいものとなっております。

最後に、施策の中で、母子支援施設の整備・機能等の拡充についてという施策ですが、母子支援施設の入所はDVによる被害のケースが多く、安全のために秘匿性の高い施設等も持っておりますが、拡充ということについて具体的な事例がございましたら、お教えいただけないかと思えます。これは意見とは違うかもしれませんが、よろしく願いいたします。

以上、本委員会のご趣旨に沿うような発表ができたのかは甚だ不安でございますが、松戸市の発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。最後に仰られたご意見の部分は、この中には反映されてないんですね。

○ 渡邊代理人

はい、すみません。

○ 小杉委員長

今、口頭のみということですね。

○ 渡邊委員

はい。

○ 小杉委員長

はい、わかりました。

それでは続きまして、合原委員お願いいたします。

○ 合原委員

皆さんこんにちは。一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、合原でございます。資料に沿ってお話しさせていただきたいと思えます。

まず第1点目に、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な、長いですけど、はい。平成27年から31年度ということで、前回の会議のときに出していた資料を基に、ちょっと意見を書かせていただいています。そのもののページを書いておりますので、10ページのところにありました、「助成金を活用した正規雇用への転換」というところで、企業のほうにお話をしたときに、手続きが煩雑で担当している総務の担当者が大変だから、いやできないっていうことを仰られる声を聞いています。給付金がですね、高齢者給付

金のような形で、自分がハローワークのほうに手続きをするというようなことのやり方、実際のやり方になると思うんですけども、そのあたり検討していただけたらというふうに思っております。

それから、次の11ページの案についてですが、「厚労省関係機関等に母子家庭の母、雇用の促進」ということですが、雇入れの要請については、当初はですね、発出された際はよく聞いてくださっているんですけども、年数が経つにつれ、なんか忘れ去られる傾向があるので、これは全般的な施策に同じだと思いますが、最初に出されたときは、「これ、これこれ」という感じで、団体のほうにも問い合わせがありますけれども、年々その声が小さくなっていくというのがあるので、続けて発出をお願いしたいということをお願いしたいです。

それから「相談体制について」です。26ページにあったんですが、行政の所管課担当職員について、母子支援相談員さんの方は、親身になってお話聞いてくださいますし、対応もしてくださいます。この間のアンケートでですね、「相談支援を知らない」といった話がありましたけれども、本人がわかってないだけで、相談している相手は支援員さんだというふうに私たちは認識をしているところです。ただ、行政の、特に男性の職員の方が、窓口行った際の冷たい発言で悲しい思いをしたということで、私のほうからその行政窓口のほうにこの旨を伝えていたりしておりますので、是非職員の、行政職員さんですね、対応、考え方、受け止め方というのを教育していただければと思っております。

それから、「子育て支援、生活の場の整備」のところでしたけれども、子育て、数字的にはですね、どんどん増えてすごく活発のように映るんですけども、実際には現場では充実しているのが聞こえてきません。実感のある政策としていくためには、この子育て人口に比例したサービスの目標設定が必要じゃないかというふうに思うところです。特に病児・病後の保育については、なかなか実際にその場になると、ニーズに合った対応が受けられなくて、結局休まざるを得ないというのが現状で、まだまだありますので、そのあたりをお願いしたいと思います。神戸市に行った際に複合施設を見せていただいて、児童相談所、それから、子育てサポートセンターとか、すべてがですね、ひとつの商業施設の隣にあるという、とっても使いやすい場所に設置がありましたので、すごく感心して見せていただいたので、書かせていただいています。

それから、34ページ、35ページのところにあった「公営住宅」のところですか。先ほど山形県の方のほうから、住宅費の助成の話がありました。これを平準化していただければなというふうに思います。まあ、ここ「生保参照」と書いてますが、生活保護の対象者については住宅補助があると思いますので、そのあたり含めてお願いできればと思っております。

それから「子育て支援と生活の場」ということで、貸付の分なんですが、住宅資金を貸付を受ける際に、まだ、これ福岡県だけかもしれませんが、後払いという形になっております。先に、入居時にお金をどうにか工面して入っていく、入らないと、お金が支払われない。立て替える人を探さないといけないというような状況があるので、生活福祉資金同様に、先にその時点で、お金を直接払っていただくような直接払いができないかなというふうに考えています。

それから、37ページのところにありました「ひとり親日常生活」のところになります。家庭状況とかも含めてですね、これはとっても有効な事業だと思います。直接的な、31年の予算ですかね。家庭に訪問するという、訪問型支援って、相談ってありましたけれども、そういった

ものも含めて日常生活というのはすごく有意だというふうに考えていますので、拡充をお願いしたいのと、対象年齢を引き上げていただきたいというのが要望でございます。

それから、「広報」に関してですけれども、なかなか制度でこう分けて書いてあっても、自分がどれに適用するかわからないというのがあって、ちょっと下のほうに、すごく幼稚かもしれませんが、こういうふうな、こう辿っていけばわかるようなですね、いろんな仕組みのものを作っていただけると、もっと伝わるかなというふうに思っているところです。

それから次に、平成 26 年度の改正法についてでございますけれども、やっぱり身近な地域ですね、県とか、大きな政令市とかいうのは、しっかりしてくださっていると思うんですけども、一般的な、本当母子家庭のすぐそばにいる一般市については、なかなかその手応えが出てこない。直接伝わるものが実感としてないというところがあります。このあとに続くんですけども、3 番にあります「取り組み状況、課題」ということで、いろいろ委託を全国のですね、母子会のほうに委託をしていただいているんですけども、県までぐらいはですね、なんとか事務局体制もしっかりしておりますし、やっているところではございますが、ちょっと、全国の母子会としては、子どもの貧困対策と合わせて、ゆめ基金と国立青少年教育支援機構と合わせてやったり、ローソンさんの支援ですね。夢を応援基金ということで、子どもたちの給付型奨学金とかですね、やっております。次のページですが、平成 26 年度の改正法について、課題や提案といたしましては、養育費の収入。今、養育費支援、進めてありますけれども、この収入算定によって、児童扶養手当が停止というようなことにならないのかということをやっと心配しております。なぜかという、2 番目にあります児童扶養手当とその他の支援策の利用の連動による支援策が、全く非該当となっていくというところなんです。それに合わせて、3 番の、以前 18 年に福岡県で調査を行ったときには、結構平均でですね、100 名平均、アンケート取って、借入金の残高 150 万っていうような平均値が出ております。様々な、分かれた夫の借入金を返済しているとかも含めてですね、ございましたので、そのあたりも考慮した経済支援をお願いしたいと思っております。

それから 4 番目に、子が 18 歳を過ぎたことにより、児童扶養手当などが少なくなってですね、結局卒業、大学行かせるためにダブルワークをしている。そのダブルワークしている最中に、親が病気になって、看護が、介護が必要になってということで、トリプルでケアが必要になるというような状況もあります。

それから、提案ですけれども、児童扶養手当の受給停止後に、他の制度、非該当までに、猶予期間をちょっと、ホップ期間というふうに、私は勝手に付けてますが、次のステップに行くまでのホップ期間として、猶予期間を持っていただけないかということ。

それから、2 番目です。貸付ですけれども、奨学金との併用というのを拒否をされているケースがありますので、生活福祉資金は併用ができますけれども、一時の立て替えは、つなぎはしますが、奨学金との併用というのを断っているケースがあるので、そのへん都道府県のほうにも周知をお願いしたいと、併用をお願いしたいと思います。

それから今言いました、生活福祉資金との連携をですね、もう少し密にさせていただけたらなと思いますので、厚労省のほうから全社協のほうに言っていただいて、各市町村のほうと情報共有をしていただけると、より良い相談内容になるかと思っております。

最後ですけれども、未婚の母への、先ほど、税控除の法制化というところがありますが、これはみなしということで、市町村に任せたとような形になっていると思うんですけれども、是非所得税の控除を含めて法制化に踏み出していただけたらと思っております。

その下はずっと、福岡県、それから自分の地元の活動についてを掲載しておりますので見ていただければと思います。以上です。

○ 小杉委員長

はい、どうもありがとうございました。それでは、続けてプレゼンテーションをお願いしたいと思います。次に赤石参考人、お願いいたします。

○ 赤石参考人

はい。NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの理事長をしております赤石です。7月にシングルマザーのサポート団体全国協議会を発足させ、現在 23 団体が加入して、今運営しております。

まず、今日はひとり親家庭の支援施策の方向性ということなんですけれども、やはりひとり親家庭の貧と困をなくすためにということでお話ししたいと思います。

まず最初に、2 ページ目、しんぐるまざあず・ふぉーらむの事業を簡単にご説明します。私共、NPO 法人で委託事業はそんなに少ないんですけれども、就労支援事業としてキャリア支援プログラム「未来への扉」、化粧品会社と連携した就労支援プログラム、それから、「明日に花咲く」という東京スター銀行と連携した就労支援プログラム、2 つ運用しております、出口のあるプログラムとして大変注目されております。相談事業は電話・メール相談を年間 600、いや、800 件ぐらい受けております。そのほかグループの相談会、セミナーのあとであったり、グループのみでも実施し「自分ひとりではなかった」と自信をつけていただくグループ相談会をやっておりまして、当事者のファシリテーターを養成しております。また、食糧支援は年間 1,785 箱を送付しております。フードバンクと連携しております。あとセミナー事業、情報発信事業、子育て支援事業で、子育て支援事業については、新入学のお祝い金事業を昨年は 794 人のお子さんに 3 万円、あるいは高校生 4 万円ということでご送付いたしました。その方たちのアンケート調査をさせていただきましたが、児童扶養手当の全部支給 160 万円以下の方に設定しておりますので、本当に生活の苦しい方が多く、預貯金がゼロの方が 23%、健康状態も悪いという方が半分近くということで、体を引きずりながら働いている実態がわかりました。

こんなふうに、3 ページ、食糧支援 1,785 箱送っております。その中で、たとえばこんな声をいただいています。「中 3 の長女は部活の終わった夏休みから塾に通わせていますが、塾代捻出できず、パートのため休日も削って老体にむち打ち頑張っています。」あるいは 5 ページ、お子さんは中学生だけれども「発達障害があるので、仕事はパートしかできません。本当にこんな支援があって励みになります。」ということです。本当にですね、私共 1980 年、小さな団体として発足してから NPO を取得して今まで 40 年近くやってきておりますけれども、母子世帯あるいはひとり親世帯の現状って、あまり良くなっていない。2003 年から、この基本方針が変わって就労支援に力を入れてきた。はっきり言って、非常に支援施策の改善はあったと思っ

ております。ですが、出会うひとり親の方は、依然として厳しい状況であるということです。相対的貧困率という尺度も使われるようになりました。50%を超えています。このひとり親世帯家庭の困難を解決するというを真剣に考えなければいけないです。しかし、非常に社会的な合意形成が難しいので、未改善に終わっているものがとても多いなという印象を受けております。

まず、就労支援施策、7ページからお話しさせていただきます。就労率は80%を何十年も超えているわけですね。どうしても資格取得、能力開発支援に偏っていますが、その基盤となるエンパワーメントというのがやはり必要ではないか。あるいはライフステージ。お子さんが小さいときにスキルアップはできませんので、小学生に末子になった頃からのライフステージに合わせた支援などが必要かと思っております。また、長時間の就労によって親子の時間が奪われることのないような支援施策が必要です。

在宅就業支援施策については、あまり効果が上がっていないように見受けられ、募集も少ないので、廃止含め検討されたいかと思えます。また、高校卒業資格。まずは中退予防というのが必要なんですけれども、高校卒業を中退した方たちには、居場所事業と一緒の支援が必要かと思っております。そのほか健康障害等に、状態に応じた障害枠での就労、あるいはそのほかの、ちょっと段階を追った就労が必要な方がいらっしゃると思えます。

ちょっと8ページに模式図作らせていただきましたけれども、ひとり親家庭の貧と困というのは、経済的な貧困だけではない。時間がない、健康状態も悪い、そして社会的に孤立している。こういった問題を複合的に持っているというふうに思えます。

続いて経済支援ですが、児童扶養手当の重要性というのは、変わらない。それどころか非常に大きくなっていると思っております。相対的な貧困率を半分の25%にしたいというふうに目標を設定するのであれば、やはり支給額を増額していく、2倍程度にする。試算してないのでわからないんですけれども、が必要だろうと思えます。私共も、やっぱり、非常にこの増額というのは難しいということは知っておりますので、これまであまり積極的に言ってこなかったんですけども、ここまで状況が変わらないことを考えれば、遺族基礎年金の額を目標に増額していくっていうことを、まあ、何度も言っていけば少しずつは増額するのではないかなと思えますので、やはりこの現金給付は大事だということは申し上げておきたいと思えます。

それから、小さいところでは、全部支給所得制限を200万円にすること。あるいは窓口対応のマニュアル。職員の方の対応というのは、先ほども挙がっていましたが、そんなことが必要ですし、ちょっと抜かします。

児童扶養手当法の13条の3、5年間手当支給後の一部支給停止措置ですけれども、80%働いているときに、これをいつまでもあるというのは、事務方の負担だけがずっと増えていきますので、やはり思い切ってここは法改正すべきであるということをもう一度申し上げたいと思えます。それから、障害年金との併給問題も生じております。経済支援の2で貸付金についてです。連帯保証人などの必要でない貸付の拡充や、そのほか手続きについての緩和が必要かと思っております。

次に11ページに「仕事と子育ての両立の困難」という図を入れておきました。ひとり親の方、これちょっとお母さんになってるんですけども、いいお母さんになりたい、いい親にな

りたい、みんな思っています。しかし一方で、仕事をしなければいけない、教育費の準備をしなきゃいけない。このダブルスタンダードに引き裂かれているのがひとり親の現状です。そこで3番「子育て支援、生活の場の整備」として、やはり、日常生活支援事業の支援の拡充、あるいはファミリーサポートセンター事業の減免措置の選択を、自治体が可能とすることということが必要かと思っております。そのほかセミナーとか交流事業、私共もいろいろなところでセミナーに協力させていただいておりますが、やはり非常に皆さん元気になれるかと思いません。

4番にいきます。13ページですね。相談体制なんですけれども、相談時間の検討ということは、やはり必要かと思っております。平日行けない方いらっしゃいますので、母子・父子自立支援員さんなどにはご苦勞をかけますけれども、時間というのは検討の課題だと思います。そのほかですね、やはり SNS の活用や、チャット bot、AI を使った相談システムの構築というのは、やはり検討されていいのではないかと思います。そのほか広報周知については、やはり相手方の目線に立った広報周知というのが必要かと思っております。

ちょっと抜かしてですね、14番、14ページですね。養育費の確保支援ですけれども、養育費の取り決め支援、明石市がいろいろなものを進めておりますので、国としても法務省と協力してお願いしたいところです。また、面会交流支援については、DV 被害、虐待等があり、面会交流支援ができない、支援が必要なケースについては、支援団体への予算措置が必要かと思えます。また、共同親権制度については、面会交流時に殺人事件が伊丹市、諫早市でも起こっております。やはり非常に慎重にしないと、殺人事件が起こるような、そんな法改正をしてはならないと思っております。また、離婚前、出産前のひとり親の支援、そして、すみません、16ページ、児童虐待と DV 被害、再婚のリスク等、現代的な課題が出てきております。配偶者の暴力防止とともに、やっぱりひとり親になったときに、復縁を迫られて復縁してしまう、あるいは再婚してしまうときにリスクが高まることへの、ひとり親として十分に生きられる支援というのが必要かと思っております。

時間、過ぎてしまいましたでしょうか。申し訳ありません、以上です。ひとり親と子供たちが生き生き暮らせるように、メリークリスマスの去年の写真を入れておきます。ありがとうございます。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。では続きまして、村上参考人お願いいたします。

○ 村上参考人

はい。只今ご紹介にあがりまして、全国父子家庭支援ネットワークの村上です。簡単に、ネットワークの活動内容のほうを説明させていただきますが、今全国で父子家庭当事者の方が、任意団体であったり、NPO であったり、そういった団体を立ち上げている動きが非常に活発になっております。ただ、これは男性だからなのかどうなのかわかりませんが、それぞれが非常に、なんといいですか、意固地といったらあれなんですけれども、活動するベースがやっぱり違うというようなところがありまして、NPO ないしそういった組織化っていうふうなこと

は図らず、あえて任意団体として、それぞれがつながり合って、それぞれの活動っていうものを、お互いに見合わせながら共有していくっていうふうなところを中心に行っている団体になります。

2ページにいきます。まず私の簡単なプロフィールになりますが、こちらのほうは後ほどご参照ください。

3ページです。ここから本題になるかと思いますが、母子家庭等及び寡婦の生活の安定の向上のための措置に関する基本的な方針についての意見。これは前回お話ししたことと同様のことですが、前回いただいた参考資料の1、2ページの上から10行目、15行目の間に父子家庭の置かれている現状が記載されていますが、こちらに「高所得世帯であっても住宅ローンなどの債務を負う性質を持つことから、隠れ貧困世帯が埋没している現状もある」というような文言の追加を希望しますと書かせていただきました。追加して言うのであれば、住宅ローンでなくても、賃貸で住まわれている方であっても、共稼ぎで住んでいる住居、家賃というようなことを考えていたときに、やはり転居していかなきゃいけないっていう課題が存在していきますので、そういった見えない問題っていうものは父子家庭には存在しておりますよというような形で際をさせていただきました。

続きまして4ページ。これも同じように参考資料1の3ページの上から3行目から5行目の間に、「養育者の健康状態及び障害の有無によっては」という文言を追加を希望しますというように書かせていただいております。理由としましては、母子・父子問わず、親の離婚だけがその後の子どもたちの養育環境であったりとか、生育歴であったりとか、療育という言葉をあえて使わせていただきますと、そういった発達の部分にも影響を及ぼしていくという観点からいったときに、こういった文言を基本方針の中に付け加えていくことは、今後の5年後のこういった会議の際に必要なようになってくるのではないかとということもありまして、書かせていただいております。

続きまして、5ページに続きます。平成26年改正法の改正後の施行状況に対する意見です。これに対しては、父子家庭に対する支援制度が大きく拡充されたということで、大変有り難いなど思っているところでございます。ただ、同時に、(2)番、男性の剥奪感、生きづらさへ対する概念が、支援者または男女共同参画事業というところに明らかに欠落しているということが明らかになってきたのではないかなというふうにみています。男女共同参画事業におけるフォローアップ体制及び相談支援体制が未整備であることから、まだ未だに歪な体制というか、歪な窓口相談の支援者さんたちの父子家庭に対するイメージというようなものからの問題というものは孕んでいるのではないかと考えられます。

(3)番、福祉としてのひとり親家庭のカテゴリは、障害・高齢と比較して優劣が低いことも明白になっているなどみています。最重要課題は母子である・父子であるの評価や区別ではなく、運用するワンストップの相談支援業務がまず専従化されていない。専門性を高める土壌がないことがあると考えています。他福祉障害高齢、生活保護、児相などは、専従の保健師などが正規雇用で運用されていて、さらに自立支援協議会などでグループワーク、事例検討などを通して、言ってみれば経験値の蓄積というものも各自治体で行われておりますが、ひとり親家庭の分野に関しては、そういったベースがまず存在していないということになります。

貧困率が2人に1人と数値化されているにもかかわらず、未だこの部分が重要視されていないのではないかと思います。

(4) 番、情報がどのような学歴・生別・特性(障害・発達)を持ったひとり親家庭であったとしても、受け止めやすい、理解しやすい、見通しを立てやすい、そしてアクセスがしやすい、優しい情報の届け方、そしてどこの誰が二者関係を構築するのが不明瞭な支援体制と、成熟させていこうとしている視点が見えないというところが課題ではないのかなと思っております。障害、障害って言ってしまいますけれども、今後のひとり親家庭支援に関しては、インクルーシブ、もっと言うとダイバーシティの観点というものも取り組んでいく必要があるのではないかなと思っております。

資料6に関しては、まず母子家庭支援・父子家庭支援の始まり、社会背景はもっと違うんですよっていうようなところを体系化したものです。後ほど見ていただければいいかなと思うんですが、父子家庭の場合は社会的強者から、リーマンショック等によって社会的弱者となった社会の変化からスタートした父子家庭支援であるというようなところは、まずベースとしてあるかなと。一番下の助成としての生きづらさ、男性としての生きづらさっていうものが同時に母子家庭・父子家庭の生きづらさ、イコールひとり親家庭の生きづらさ。現代社会においては、もう共稼ぎ世帯も含めたワンオペ育児の生きづらさというふうになっているというようなことを書かせていただいております。

そして、父子家庭の困りごと、非常に見えにくいです。想像力を働かさないと、数値だけでは見えてきません。今7番の話をしていますが、左側、子どもたちのタイムスケジュールに合わせるとこういった形になっていっちゃいますよと。右側。住宅ローンプラス深い喪失感というものを男性は数年にわたって、下手をするとずっと抱えながら、生きていくと。これは最悪のケースですけども、年収は高いが、そういった隠れ貧困。隠れた心の孤立というものを抱えた父子家庭があります。

続いて8ページになりますが、現実検討、課題整理、受容する時間を要する。これ父子家庭の最大の課題かなと。混乱・苦惱期、適応の努力、赤字で書かせていただいておりますけれども、ここを行ったり来たりしながらですね、混乱されている特徴というものがまず父子家庭にはあります。

ひとり親家庭。9ページになりますが、ひとり親家庭の支援には2つの視点が必要だと思っております。1つは就労支援が必要なひとり親家庭。福祉的な支援が必要なひとり親家庭です。

10ページ。社会参加を営む上で、何らかの不利益を被る方はこういった方々ですよねということ、もう皆様ご存知かなと思います。

11ページ続きます。やはり、ひとり親家庭支援をマネジメントするということが非常に大事かなと。ピラミッドの、就労支援を必要とするひとり親家庭支援に関しては、既存の支援制度でなんとかなっているかと思いますが、ピラミッドの下、生活から下ですね。生活支援を必要とするひとり親家庭支援に関しては、やはり課題整理が困難、プランニングが困難、相談が困難。以上のことから、相談支援従事者の専門性が求められるというように考えております。

12ページですが、これはICFの国際生活基準に則って、ひとり親家庭に合わせて作ったものですが、やはりこういったアセスメントってものがベースに存在していないと、まず相談支

援つていうふうなことはできない。ケアマネジメントの支援技法を活用することはできないというように考えています。

13 ページ、父子家庭支援のポイントも後ほど見ていただければと。

14 ページ、父子家庭への支援について必要なこと。これも後ほど見ていただければと思います。

15 ページですが、ひとり親家庭の貧困問題、受けて8つの提案させていただいております。まずは個別法における特例児童扶養手当の創設が必要だと思っております。2つ目、ひとり親家庭相談支援専門員の立場の改善及び、相談支援事業所の受託事業の創設。おそらくこれは、今の母子団体がやられていることかなと思うんですが、これをもっと民間に受託させていくということが必要ではないかと思っております。

続いて16 ページ。4番、母子父子医療費助成の全国一律の窓口負担なしの現物給付。これは早々にやっていかなくてはいけないことではないかなと思っております。

(5) 番、生き方支援事業の創設。これは既存の幸せロールモデルをこう、縛られた養育者の生きづらさ。または生育歴として貧困家庭で育ち、現在成人したひとり親家庭の養育者。元子どもたち支援としては、これは必須ではないかなと思っております。例を挙げると、グリーンケア、男性学をベースとした父親・父子家庭に対するエンパワーメントを高める支援が必要ではないかと考えております。

(6) 番、専門職へのゴールとしたひとり親家庭自立支援プログラムフォーマットを作って啓発をする。例を挙げると、生保、市営、高卒認定支援云々と、既存の支援制度を使ったフォーマットはあるかと思うんですが、もう1個、労働局と企業で共同で行う社会復帰事業、人材育成事業を通り、実習先での雇用を狙っていくということが、これは生涯福祉のほうでできて、すでに事例があることなので、ちょっとここに手を加えれば、しんぐるまざあず・ふぉーらむ様でやられているようなことが、国レベル・全国レベルで行うことができるのではないかなと考えております。

(7) 番、子どもの権利である養育費の取り扱いについて。

(8) 番、未婚のひとり親家庭への税制上の控除の不平等。また、特別の寡婦があるのに対して、特別の寡夫という概念が存在しないことに対することに関しても、是正が必要ではないかなと思っております。

17 ページ、父子家庭の課題整理。こちらも後ほど見ていただければと思います。

時間も迫っておりますので、18 ページ、ご清聴のほう、ありがとうございました。まず、笑いたくても笑えないパパと子どもたちの笑顔を取り戻すということを、非常に大切な概念であるかなと思っておりますので、父子家庭へももう少し目を向けていただければなと思っております。以上となります。ありがとうございました。

○ 小杉委員長

はい、どうもありがとうございました。それでは、これから本日の5人の方のプレゼンテーションを踏まえまして、基本方針の見直しや、平成26年改正法の改正後の実施状況などについて、皆様から忌憚のないご意見を伺いたいと思っております。

ということで、以降、自由にご発言をいただきたいと思うんですが、どこからにしましょうか。何か質問みたいなものがあれば、一番切り出しやすいですかね。いかがでしょうか。はい、じゃあ島崎委員お願いします。

○ 島崎委員

すみません。永澤さんに質問します。先ほどワンストップサービス、相談支援のサービスを県としてやっているとのことですが、例えば山形市は中核市である山形市は、そういう事業をやっていますか。

○ 永澤委員

そうですね、県として 28 年 6 月に拠点ということでセンターを作ったわけです。山形市は今年度 4 月から中核市になっております。市には母子・父子自立支援員が 2 名おりますので、その中で相談支援というような形ではやっているかとは思いますが、トータルのプラットフォームというか、そういう形ではですね、県としてまとめて作って対応しているというふうに認識しております。

○ 島崎委員

質問した趣旨はこういうことなのです。先ほどほかの方も言われたかもしれませんが、一口に市町村といっても、力量というか行財政能力には相当大きな差がありますよね。山形県の中にも、山形市のような中核市のほかにも、他の市町村とりわけ町村から比べると、相当行財政能力が高い市、あえて申し上げれば酒田市や鶴岡市のようなところがあると思いますが、山形県の立場としては、そういう市も含めて県が実施していくのか、それとも、そういう市は自分のところでやってください、県としてはそういう一定の行財政の能力がない市町村を補完するものとして位置づけられているのか。そのあたり、どんなふうに整理をされているのか、ご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○ 永澤委員

そういうトータル的な話だと思うんですけども、まずは県として拠点を作って、市、あと町村とも連携しながら、やらせていただくというふうには思っています。特に町村部につきましては、県内 4 つの総合支庁のほうにも、県の支援員がおりますので、そちらでサポートしていくというような状況になっています。

あと市の支援員の方とも、随時総合支庁のほうの支援で連携しながらやっていますので、個々の、まず市で受け付けて、それをトータルの応援センターのほうにつないでもらって、最終的には対応するというようなところもありますし、母子資金につきましては、各総合支庁のほうで審査をしておりますので、逆にそちらに相談してくださいという形でやっており、個々のケースによって丁寧に寄り添って対応しています。そのようなところで、まず県としてひとつのワンストップの拠点というような整理をしているということですが、ちょっとお答えになっているかですが、そんなイメージをしております。

○ 島崎委員

もうひとつ関連した質問です。ほかの方にも同じことを聞きたいということで、まずベースラインを作ろうと思って聞いているのですけれども、一つの考え方として、ひとり親家庭であるが故の特性というか、ひとり親家庭の特性に着目し、最初から個別に相談支援体制を組むという考え方があると思います。そして、もう一方には、地域共生社会への対応みたいな考え方がある。つまり、原因を問わず、あるいは個々の態様は問わず、まず一旦、ワンストップサービスというか、1ヶ所のところできちんと受け止めた上で、そこで対応できない個別のニーズがあれば、それに対応できる場所を紹介するなり連携していくという考え方もあると思います。この2つの考え方があると思うのですけれども、県の中でしっかりした議論必ずしもしておられないのであれば、私見ということで構わないのですけれども、ご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○ 小杉委員長

はい。これはあとで皆さんにも聞きたいというお話だと思いますが、永澤委員、どんなふうにお考えになりますか。

○ 永澤委員

はい。やっぱり島崎委員が仰るように、個々の相談に対する丁寧な支援というものが必要かと思っておりますけれども、まず、県としましてはプラットフォームで作って、あと個別の訪問相談というのもやらせていただいております。その際は、町に訪問するほか、センターは内陸の山形にあるものですから、庄内のほうについても、訪問相談というような形でやっており、その際に市町村の、町村の方や市の支援員の方、担当の方と一緒にやって対応しているということもあるものですから、明確に役割分担とかいうことではなくて、まずはここに相談すれば何でも受け止められますというような体制を整備したという形で、今のところは随時やらせていただいております。市町村とかハローワークとか、関係機関とも連携しながら、最終的には応援センターのほうで対応するというようなことで進めているというふうに考えております。

○ 小杉委員長

はい、よろしいですか。まずワンストップということで、ここに行けば何でも相談できるという場所を皆さんに周知して、その上で個別に必要なものについて、このひとり親についてはこの相談にというふうにつなげていくというお考えということですか。

○ 永澤委員

そうですね、はい。

○ 小杉委員長

はい。ありがとうございます。ということで、ほかの方にもお聞きしたい。

○ 島崎委員

市町村の行財政能力が相当違う中で、都道府県と基礎的自治体としての市町村の役割分担をどう考えるかっていうことが1つ。2つ目として、地域共生社会創設といった議論として、原因や態様の如何を問わずあらゆる困りごとに関するワンストップサービスを設けるべきだという議論があるわけです。そうすると、何もひとり親であるとか障害者であるとか、そういう個別的な相談支援体系を作っていくという流れとは違うような気がします。私ばかり質問の時間を取るのもいかなものかなと思いますが、以上の2点について、特に私はこう思っているという方がおられれば、お聞かせをいただきたいということではいかがでしょうか。

○ 小杉委員長

はい。ということで、この2つのことに対してご意見があればお聞きしたいということです。たぶん村上参考人、何かあるんじゃないですか。

○ 村上参考人

村上です。今の話は、おそらく2030年から施行される地域包括まるっとケアのお話だと思うんですね。その計画自体、今は障害と高齢のほうは進行されているけれども、子育て支援の部分については、どうなっているのかちょっと見えないというか、おそらく僕が知らないだけかもしれませんが、市、県の担当者の方に伺ったところ、そういった話というものは、厚労省のほうから下りてきていないというふうに聞いています。ここでひとつ問題になってくるのが、あと10年で母子・父子自立支援員の専門性と、相談支援を受託している受託事業所の相談支援専門員の専門性を、どこまで高められるかということと、あとは中学校区にやはりひとつ施設ができるわけですね。そうすると、相談員の数を増やしていかなくてはいけない。では、その相談員の数を増やす、専門性を増やす、さらにはそこに行けば、一般のふたり親家庭であろうがひとり親家庭であろうが、ワンストップで相談ができる。じゃあ、それをどう計画的に進めていこうとしているのかというのが、今は私は見えないとみています。逆にそういった計画性を持ってやっていかないと、2030年になった瞬間に、結局ひとり親家庭というものが特異なものとして、外されたところに置かれた形で運用されていってしまうということを非常に懸念しています。以上になります。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。ほかにこの件に関して。はい、合原委員どうぞ。

○ 合原委員

今、村上さんからお話があった子育ての部分ですけども、子育て包括支援センターというのの設置というのが、今私が知っている範囲では、市の中で進められています。そこと地域包括支援センターという高齢の部分と、様々ミックスされていくんだろうなという想定はしておりました。

今日の私の資料、ちょっとそこまでいけなかったんですけど、19 ページにですね、このことちょっと懸念をしておりますので、載せておりました。申し訳ありません。地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージということで、これは出されてあったものですが、これをこう見たときにですね、高齢・障害ということで書いてあります。合わせて貧困という形ですね、ひとり親がすぐ入れられてしまう枠組みですが、この中でやっぱり心配するところは、やっぱり通常の相談事業であっても、ひとり親に関する支援については、横断的な施策が多いので、なかなか理解がいかないというところがあって、それをちょっと心配しております。支援の選択・コーディネートまでできる専門的知識が必要であろうということで、今村上さんの仰った意見と同じですが、このあたりでどんなふうに人材育成を進めていくのかということ。そして、経験値というのがある人がどれぐらい、相談員・支援員さんはあるかもしれません、その受け皿としてあるのかなというところは、とても心配しているところです。私も同じように、共生社会というのわかりますが、福岡県においても、子どもの貧困対策のところで議論される内容については、さっき島崎先生が言われたように、県としての考え方というか、姿勢というのは、あくまでも自分の所管のところの町村のところばかりが審議の内容になっておまして、その度に市のほうへの波及をお願いしたいとお伝えはしておりますけれども、そこが、さっき言われるように、レベルの差というかですね、それぞれの差があるんでしょうけれども、そこを是非、やっていただきたいというのは、私としてはあるところです。そうすると、もっと実感が湧く、施策を続けて改善をしていただいていますので、それが実感として届くのではなからうかと感じているところです。ありがとうございます。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。この件に関連して。はい、新川参考人。お願いします。

○ 新川参考人

M-STEP の新川です。私も相談窓口のワンストップ化とか強化というのは、もっともっと向上するといいなと思っておりますが、カウンセリング等をしている中で、母子・父子自立支援員のことをお話しして勧めることがよくありますが、実際には、今現状を、どんな基準で選ばれて、どんな教育を受けていて、どんなスキルを持っているというのが、ここ数年でどのくらい変わってきているのかということ参考までに、これは自治体の窓口の方ですかね。聞かせていただければいいかなと思っております。

○ 小杉委員長

永澤さん、リクエストがありましたので。母子・父子支援員の方の専門性を高めるための研修等が、何がどうなっているか、あるいは採用がどうなっているかということで、具体的にお話しいただくことがあれば。いいですか。じゃあ。渡邊さん。

○ 渡邊代理人

すみません。松戸市の場合、採用の際には、母子・父子相談員の募集の際、社会福祉士、保健師、看護師等いずれかの資格を持っていらっしゃる方を採用させていただいております。また、全国的な研修等にも参加してもらっています。1名の方は、うちの子育て支援に来る前から、子ども家庭相談課のほうで、虐待等の相談のほうにもずっと携わっており、そういった経験がずっとある方です。去年1人辞めて、その入れ替えの方はそういった資格をまず持った方で、県の、障がい者の関係でずっと相談員をされていた方です。募集をかけたときに、16名ぐらい応募がありました。皆さんそういった、社会福祉士等、資格をお持ちになった方々が応募していました。まとめませんが、よろしいでしょうか。はい。

○ 小杉委員長

ありがとうございます。永澤委員もいいですか。

○ 永澤委員

はい。山形県の場合は、特段資格とか募集にあたっては、そのようなことはしておりません。現在は嘱託職員ということで、任用しております、5年間というような期限も付けてやっております。来年度から会計年度任用職員に変わりますので、その制度に則りまして、今度は再応募も可能ということなので、年限を切らないこととなります。現在も特例という形で、その方でないと職場が回らないというような客観的な理由がある場合は、延長などもしております。経験が非常に大事で、経験と知識、その対応力の積み重ねっていうものが重要になりますので、そんな形で専門性を確保しております。あと研修につきましても、全国あるいはブロックの研修会がありますので、必ず1人1年に1回は研修に行けるような形で対応させていただいている状況です。

○ 小杉委員長

採用者の資格とかいうことは問わないけれども、経験値は問うているということですか。

○ 永澤委員

採用の際の資格等は条件とはしていないが経験が重要だということですか。

○ 渡邊代理人

すみません。募集の資料が出ましたので、付け足してもいいですか。

○ 小杉委員長

はい。

○ 渡邊代理人

補足させていただきます。保健師、看護師、臨床心理士、社会福祉士、教員または保育士の

資格。大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学、その他支援員の業務に必要な科目を専修する学科またはこれらに該当する過程を修めて卒業した者。母子・父子自立支援員の経験を有する者。全各号に準ずる必要な学識経験等を有すると市長が認める者ということで募集させていただきました。山形県さんと同じように、非常勤職員という形で、週4日の勤務でお願いしておりました。これもまた山形県さんと一緒に、会計年度職員ということで、括りが変わるような形にはなっております。以上です。

○ 小杉委員長

この件に関してさっきからお2人手が挙がっていて、順番に。先にまだ発言されていない佐藤さんからお願いいたします。

○ 佐藤参考人

ハンド・イン・ハンドの会の佐藤です。よろしくお願ひします。ちょっとピントがずれるかもしれませんが。私は地元の20万人ぐらいの市で、高齢者の地域包括支援センター運営協議会の委員というのをやっております。年に何回かケア会議というものも開催するようになりまして、そのケア会議に出ますと、包括支援センターの相談員さんは、やっぱりスキルが必要で、社会福祉の方、そういう専門性のある方は、実は市内の包括支援センターで、もう次になる人がいないというような状態です。そうした中、子育ての包括支援センターにも同じような資格を問われるような状況が起きると、実際本当に専門性のある人が、その地域にいるんだろうかっていうのがまず1点気にかかります。それから高齢者のケア会議の内容を聞いてみますと、やっぱり家族の問題なんですね。高齢者だから、あるいは身体的に問題が出てきたからという、そういうのが外形的には当然わかるんですけども、内容をケア会議で積み重ねているのを聞くと、家族の問題なんです。お母さんが一人暮らしで、90歳でいるんですけど、家族は何人いて、誰が中心となるケアの人なのかとか、そういったすごく家族の内容にも踏み込んだり、高齢者の方の今まで生きてきた歴史なども振り返って検討を重ねているというのを、私も委員になって初めて知りました。翻ってみると、子育て中あるいは特にひとり親の、そういった環境全体を含めた事例共有というのがない中で、こういった制度を作って、果たして上手く運用できるのかと思います。高齢者の方々をひとりお一人ができるのは、実は予算が付いているからです。介護保険などの予算がしっかり付いているからであって、子育てのほうにそういった予算措置がないと、中にいる人材、専門人材の人が、著しく待遇が悪く、十分な働きができないというようなことがないように、やっぱりしっかり目標を見つめて計画を立てていくことっていうことが重要なと、聞いていて思いました。質問というか、感想ですが。よろしくお願ひします。

○ 小杉委員長

はい。赤石参考人お願ひします。

○ 赤石参考人

はい、ありがとうございます。私もですね、自分の団体でも人材育成を行っておりますし、母子・父子自立支援員さんの研修に伺わせていただいております。私共の団体では、国家資格を持っている者で経験3年以上ということで相談員はっております。ですが、やっぱり報酬がちゃんとないと、なかなかその経験、資格といったものは問えないと思いますので、今、母子・父子自立支援員さん、やっぱり地方の募集の要項を見ますと非常に安い。14万円ぐらいとか、やっぱりちょっと残念な待遇だなというふうに思っております。あと、1日研修に今年も4、5ヶ所に行かせていただきました。母子・父子自立支援員さんの。皆さん非常に意欲ある方たちだと思いますが、やっぱり知識について、その1日でやるというのは無理ですね。ですので、研修の不足ということもあると思います。例えば今年ですと、高等教育の無償化が、急に発表されたわけですから、それを熟知されている方は、9月とかで研修受けるとほとんどいらっしゃらなかったんですね。そのため、質問がそのあともきてしまうというような状況がありました。ですので、やはり研修体制はもう少し充実しないと、相談を受けられないんじゃないかなと思っております。森内さんが実感していらっしゃると思うので。

○ 小杉委員長

つながりました。どうぞ。

○ 森内委員

先ほどから母子・父子自立支援員の専門性っていうところを、皆さん気を使っていただいて、大変嬉しく思います。私たちが一番望むところです。確かに私たちの収入というものは、すごい差がありまして、国家資格のある人は、たぶん高いんだと思いますが、私たちは熱意がある人ということで採用されております。なので、資格を問うてはおりません。青森県も資格は問うておりませんが、青森県が最低最悪の報酬だとは思いますが、私の報酬は13万4千円で、手取り11万です。では、この中で、次の人となると、なかなか見つからないんです。ましてや大学出て資格を持っている人となると次の人は見つかりません。仕事の内容も、どうしても職員の補助事務とかがたくさん増えてきて、そこのところと、先ほどから言っていましたが、勉強に関しても、先ほどの高等の教育のところも、自分たちで情報を求めて、本庁のほうに説明を求めて、資料を求めてということで、能動的に私たちは頑張っています。ただ、それが全国でそうなのかとなると、なかなか目の前の仕事で、そこまで頭が回っていないと思っています。青森県は、予算に余裕があるときに、私たちに社会福祉主事任用資格というものの研修に出していただいて、費用も青森県は出してくれて、私たちは資格を持つことはできたんですけども、やはり自治体の皆さんにも、ただ資格を持った人を採用するというのではなくて、育てるということをしていただきたいなと思います。予算を獲得するという努力っていうのは、それはやっぱり職員の仕事だと思うんですね。福祉事務所と、それから担当職員の仕事っていうのは、私たちが、国が作った要綱の仕事ができるように、環境の整備と構築をするというのが、福祉事務所と、それからその自治体の仕事だと思うんです。だからそこは、自治体の方が来ていますが、例えばワンストップだからここに相談員を1人置きました、というような形で

はなく、きちんとそこでワンストップができるように、職を、働き方、そういうことをきちんと構築してほしい。構築してほしいと思います。それが本来の職務だと思うし、逃げ道として予算が取れないとかって言うのではなくて、予算を獲得するんだという仕事を、職員と、それから自治体にやっていただきたいなと思います。

○ 小杉委員長

ありがとうございました。この話題、このくらいでいいですかね。だいたいの方向性は、ほとんど共有されたと思います。ワンストップ、ウェルカムだけれども、母子・父子自立支援員の専門性は非常に重要で、それをきちんと高めるような環境整備というのを是非やってほしいと。そんなところで皆さんの意見はまとまっているかなと思います。はい、どうぞ。

○ 島崎委員

事務局に聞いていいですか。たぶん他の局だと思うんですけども、さっき言った地域共生社会のワンストップサービスを作るという議論があり、その対象の中には、これまでとはかなり異質のもの、例えば中年の引きこもりの方の相談なども含め、原因や態様の如何を問わず、まず一旦どこかのところできちんと受け止めるところを目指していくという方向があると思います。必ずしも省全体としての方向にまで成熟していないかもしれないけれども、きっとあるのだらうと思います。そうした中で、さっき言った質問と同じなのですけれども、ひとり親家庭の問題については、そういう地域共生社会のワンストップサービスの中に一旦受け止めるほうがよいと思っているのか、それとも、そうではなく、ひとり親家庭の特性があるから切り離れたほうがよいと思っているのか、あるいはそこまでの議論が成熟していないのか。今日は家庭福祉課長がご欠席なので、次回きちんと整理した上で答えるというのであればそれでも構わないのですけれども、何かご意見見なり、あるいはこういう議論になっているというご紹介がいただけるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○ 小杉委員長

はい、事務局いかがですか。今の段階で、どうなっているかという状況説明だけでもお願いしたいと思います。

○ 依田内閣官房審議官

地域共生社会につきまして、今、社会・援護局を中心に検討が進められているということをごさいますて、委員の方からご意見いただいた、包括的に地域で複合的な課題に対応できるような相談体制を構築していくということをごさいますて、ご家庭によっては、家族という単位でみていくと、様々な複合的課題を抱えておりますので、そういうものを縦割りではなく、包括的に相談できる体制を作っていくというようなところは、念頭にあると思います。一方、ひとり親の家庭に寄り添って、かつ専門性が高く、それぞれやっていくものとどういうふうに調和させていくかということが、ご指摘いただいた論点だと思います。関係部局との状況も聞いた上で、またこの場でご報告させていただきたいと思います。

○ 小杉委員長

ありがとうございます。はい、村上参考人。

○ 村上参考人

今のお話とちょっと被るんですけども、要はあと残された時間が 10 年しかないわけですね。では、その 10 年の中でどうやって計画的に進めていくかという議論が担当部局の中で行われているのかというようなところは、非常に重要だと思うんです。それと合わせて、こういった話というものは、国会議員の方々から質問されないと、触るといところが難しいという話なのか、そうではなく、こういった委員会の中で、こういった話が出てきたからこそ、ちょっと検討していかなきゃいけないというように受け止めていただけるのか。そういった部分というのが、前回、前々回から傍聴させていただいているんですが、思っているところなんですね。そのため、基本方針のところ、障害・高齢または健康云々っていうようなものを基本方針として入れたほうがいいんじゃないかというようなことを入れさせていただいたのもなんですけども。すみません、ちょっと話がまとまらなくなってしまうと大変恐縮ですが、もう残り 10 年しかないんですよというところを含めて、次回に何らかの具体的なご返答をいただければなど切に願っておりますので、是非よろしく願いいたします。

○ 小杉委員長

はい。ということで、お気に留めていただければと思います。よろしいですか、違うお話に入っても。はい、どうぞ合原さん。

○ 合原委員

先ほどありました処遇の問題と資格の問題ですね。社会福祉士は、もう相対的に議論が長い間続いていると思います。専門職でありながら、その見合った処遇にならないというところが、永遠の課題のように続いていて、そこに見え隠れする根本的にあるボランティア精神というようにいわれる部分。先ほどあった「やる気のある人」というところですね。そこと、専門性というものを、つないでいただくようにしていかないと。うちの社協でも 11 人も社会福祉士がおりますが、誰が相談来られたときに完璧に答えることができているかと言われると、まだまだ経験値も含めて、やっぱり数をこなしてケースをこなしていかないと、なかなかそれが身に付かないという実態もあるので、その事例検討が一番になるのかなと感じているところです。ですけども、処遇と資格のイコールをやっていただくことも、合わせていただきたいと思います。以上です。

○ 小杉委員長

ほかのご意見を。そろそろ新保先生からお話があってもいい時間じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。違う話で結構です。気になっているところ。

○ 新保委員

この件でしたら、私が10年後をイメージすると、もう少し、さっき人工知能の話がありましたけど、人工知能がもう少し発達していて、制度とか情報とかというのは、人間が知っているというよりも、端末からすぐ調べられる時代になっているだろうと思います。だから相談員が担うべき役割というのは、ひとり親家庭もしくはDVの被害を受けた女性が子どもを連れてやって来たときに、その女性の心、男性の心を受け止めるという役割のほうが大事で、情報はたぶんネットの端末から得られるのではないかなと思います。なので、先ほど話したチャットbotのようなものがまず入口としてあって、相談員の、窓口の相談員の手の届くところに端末があって、その地域の情報が引き出せる、養育費の情報が引き出せるという状態ができてれば、いろんなことができるだろうと思います。そうだとするならば、子育て支援の包括支援のところで全部受けられるのではないかなというふうに考えます。それ以外のもっと難しいようなこと、そこでも無理だということになれば、弁護士、行政書士、それから養育相談支援センターの支部のようなものが関わったり、児童相談所や女性相談所が関わるという形になっていくのではないかなと思います。だから10年もしくは5年ぐらいの間に、情報がどの程度ネット環境の中で引き出せるか。これがたぶん今後の5年10年の在り方を考える上で、とても大きなポジションになる。これができれば、包括のところが中心になっていくという時代になるのではないかなという感じがいたします。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。5年10年なんて先じゃないと思います。すぐに取りかかっていることがずいぶんあると思います。AIといわず、情報機器をもっと使って効率的に事務を進めるという方向も、少し検討すべき時期なのではないかと。行政そのものの効率化というの、今図られているところだと思いますが、その一環として、それも考えていかなきゃならない。そろそろ手をつけてもいいテーマかなというふうに思います。

ほかのご意見ありますでしょうか。はい、赤石さんどうぞ。

○ 赤石参考人

すみません。山形県のご報告でちょっと質問がございます。先ほどの報告で、ひとり親世帯数は増える傾向にあるけれども、児童扶養手当の受給者数は減っているというご報告がありました。色々な仮説があると思うんですが、この変化についてどのように捉えていらっしゃるのか。例えば収入が高くなった方が増えてですね、支給停止になられた。あるいは逆に、病気等で障害を持たれて、受けられなくなったとか。いくつかの仮説、あるいは同居親族が。もうひとつ懸念点としては、何かの対応が厳しくなって受けられなくなった。色々な仮説があると思うので、その点をちょっとお聞きできたらなと思いました。

○ 小杉委員長

永澤さん。

○ 永澤委員

今のご質問ですけれども、具体的な検証はしていないんですけれども、まずひとり親家庭の世帯数は減っております。ただ、母子・父子のみというのが若干増えているということだけで、児童扶養手当のほうもですね、受給者数が減っているというようなことで、それは傾向的には、そういったことかなと思っています。ただ、実際減っておりますので、その要因については、ちょっと詳細な分析をしていないのでわからないかと思いますが、ハードルが高くなったとか、あと収入面ということもございましたが、先ほども申し上げましたとおり、常勤が増えているんですけれども、収入があまり上がっていないという状況もあります。そういったことも含めて、今年度生活実態調査を改めて今まさにやっているところなので、個別に分析しながら今後の対応について考えてまいりたいと思っております。

○ 赤石参考人

言い忘れたので、お聞きしたいんですが、その実態調査の対象は、児童扶養手当受給者ですか。

○ 永澤委員

いいえ、ひとり親家庭ということです。

○ 赤石参考人

というと、住民票から抽出しているんですか。

○ 永澤委員

そうですね。

○ 赤石参考人

はい。

○ 永澤委員

1万1千人を対象としまして、その中から抽出して、3千人に対するアンケートという形でやっております。

○ 赤石参考人

ありがとうございます。都道府県によっては、だいたい実態調査を児童扶養手当の受給者名簿を持っているので、そこでやっておられると、そこから漏れている方の実態がわからないという、非常に致命的な問題があると思っております。

○ 小杉委員長

台帳からきているから問題ないということですね。今回は。

○ 佐藤参考人

同じく山形県の教育支援、子どもの生活・学習支援事業についてお伺いしたい。資料の18ページになるかと思うんですが、平成30年の実績で、市町村事業として5市町村、県モデル事業として4ヶ所となっているんですけども、これが実態としてひとり親に限らず利用できる子どものための居場所というふうに理解しているんですけども、モデル事業というのはそもそも、やってみて効果がありそうだったら助成をしようかなというものなのか、3年ぐらやってみて、あとは自分たちでやってくださいというものなののでしょうか。そうになると、補助を付けているのは3年4年5年などという縛りがあって、継続性がなかなか難しい。どこの子ども食堂でも、経済的基盤が弱いので、みんながボランティアでやって、そのボランティアの方たちが高齢化すると閉めてしまうというような実態もあると聞きます。そういうところをモデル事業はどのように運営されていこうとしているのか、あるいは、みんなやっていて良さそうだからやってみますということなのか。それから、子ども食堂なり居場所なりというところの方の専門性もこれから必要になってくると思います。SOSに気づくのは、その方たちだったりもしますので、そういう方たちのためにも、研修や保険なども必要と思いますが、具体的などころをもう少し教えていただけないかなと思いました。

○ 小杉委員長

いかがですか。モデル事業はどういう考え方でやられているのか。

○ 永澤委員

子どもの生活・学習支援事業のモデル事業につきましては、食事の提供も組み合わせたモデル事業ということで、28年度から30年度までの3か年実施させていただきました。4つの市においてやっております、利用者も多数あったというような状況です。基本的には市町村のほうでやっていただきたいというふうに考えておまして、パイロット事業的にやらせていただいております、こういうふうにやれば、できるというようなことをお示ししながら実施したという事業です。資料にも書いてありますが、その4つの市につきましては、引き続き市の事業ということで続けているという状況でございます。

あと、もう一方、子ども食堂などの居場所の話ですけども、それはそれで県内におきましても、取り組みが広がっている状況でありまして、県といたしましても、その居場所づくりというものにつきましては、子どもの貧困対策という中で推進しております、別の事業ということで実施しております。今年度初めて、運営支援というような形での事業も実施しており、着実に居場所づくりの取り組みも広がっているという状況になっております。

○ 佐藤参考人

ありがとうございます。地域になくってはならない場所、何か困ったことがあったらちょっと行ける場所というのが、やっぱりその後の大きな困難につながらない最初の砦だと思っているんですね。やはりボランティアだけで一所懸命やっている。しかし、運営基盤が弱く、5年後

10年後、結局続けられない。あるいは補助がなくなったら閉鎖するしかないという形では、せっかくいい事業であっても、継続できないということになります。そういうことではなくて、これは国も含めてですけれども、持続的に予算措置もしなくてはいけないのだらうと思います。すべてボランティアでみんなの熱意でというのでは、なかなか継続しないのではないかと思いますので、ちょっとお聞きしました。どうもありがとうございました。

○ 小杉委員長

はいどうぞ。

○ 永澤委員

居場所づくりにつきましては、運営費の経済的支援というようなこともありますが、併せて孤食の防止、食事の提供だけではなくて、いろんな地域の方との交流や学びの場の設定、そういったものも要件とさせていただいております。まさに地域に支えられる、地域づくりの一環だと思っております。今も増えているのですが、特定の市や町に限られているので、県といたしまして県内全域に広げていきたいと思っております。そのやり方としまして、市町村に是非絡んでいただいて、運営団体のほうに協力いただきながら、支援が必要な方、お子さんを発見する、把握する場としても、居場所を活用していただいて、支援が必要な子を市町村の支援につないでいくというための地域コーディネーターの養成も今年度から実施しております。それは市町村とか市町村社協の方になっていただきたいと思っております。そういった方が中心となって県内全域で取り組みを広めて、またいろんな地域の方のいろんな寄付とか食材の提供とかも含めて支援していきたいと思っております。それをサポートセンターということで県社協にお願いしているので、そういった取り組みも含めながら、広げていきたいと思っております。市町村と支援が必要な方、お子さんに必要な支援をつなぐというところの拠点として位置付けながら、その拡大に向けて頑張っているという状況でございます。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。最初に島崎委員が仰った県と市町村の役割っていう関係が、なんかすごくよく見えるような事例でしたね。

○ 合原委員

すみません、プレゼンのときにそこまでいけなかったのですが、私の資料の21ページになりますが、福岡県が行っているひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業というのがあります。これは困窮ではない分になります。母子の分においてですね。ひとり親の施策の分になります。平成25年から県内17ヶ所に塾形式、それから、家庭教師形式ということで、児童数52名のところに行っているというような状況です。これは県の子育てサポートセンターの中に支援センターがありまして、そちらのコーディネーターがすべてコーディネートをしていきます。子どもに関しましても、ボランティアさんに関しましても、登録をしてマッチングをしていく。その際に市町村においては、各市町村の母子会の団体が運営に携わるということで、

そこでお母さんたちからの相談、それから子どもたちの、勉強したくない、家でこうであるとか、家庭環境等もそこで聞き取りや、ご相談に乗るということも併せてできていますのでごく有効ではないかと思っています。食糧支援については、県がやっている子ども、貧困の分ともありますけれども、民間企業さんが一手にフードバンクの財源というよりも、物そのものも寄付をさせていただいている企業さんがありまして、そこが県と合わせて、共同して動いているというものもございます。このときに、ボランティアさん、なかなか集まらないということで、文科省のほうとコラボをさせていただきまして、大学のほうへ支援の依頼を出していただいたという経緯もありましたので、大学の中で現在やっている学習支援もございます。これから先も、まだ声がかかっているところもありますので、組織としても、団体としても、団体だけではなく地域の学習支援の活動されている、子ども食堂されている団体と一緒に、開設を広げていきたいと考えているところです。以上です。

○ 小杉委員長

ほかにここで聞いておきたいというようなことはございますでしょうか。はい、村上参考人どうぞ。

○ 村上参考人

すみません。ちょっとこれは聞いてみたいことですが、事務局様のほうに聞いてみたいことなんですが、ご存知のように、ひとり親家庭の2人に1人が貧困であると、50.6%でした。では、それをどうしようかというようなところで、赤石さんのほうから児童扶養手当を遺族基礎年金の額と同じようにしていったらいいんじゃないかというようなアイデアないしは提案というものがある中で、やっぱり予算を取りにいかなくてはいけないと思うんです。しかし、予算を取りに行くためには、何らかの根拠と何らかの調査、何らかのデータがないと予算を取りに行くことは難しいと私は考えています。その中で実は、昨年、生活困窮者自立支援室のほうに訪問して、生活困窮者自立支援事業でデータベースを持っているんですよ。言ってみれば、どんな方が相談にきて、どのようなことで困っていて、どのように対応したかというデータベースを持っている。生活困窮者自立支援事業は、全国の統一したアセスメントシートに則って行っているんで、全国のデータが生活困窮者自立支援室に存在している。そこから、ひとり親家庭で生活困窮者自立支援事業を利用して、かつ児童扶養手当を受給していて、または困窮要因が障害も持っているのか、健康状態なのか、介護なのかというようなクロスマッチ調査できますかって聞いたんですよ。そしたら、国会で議員から質問があるか、部局から依頼があれば対応が可能であるというように返答を受けました。または、総務省の持っているビッグデータ。そこから引っ張っていくことは、可能性としては高いというような返答を受けました。それに伴って、子どもの貧困率をどんどん下げっていくためには、データと、なるべく予算がかからないような形でそういったものを揃えていく必要があると思うんですが、そういったことを今後行っていく必要があるんじゃないかと私は思っているんですが、事務局はのあたりどのようにお考えになられるでしょうか。

○ 小杉委員長

いかがでしょう。今、次回ということでも結構ですが。生活困窮者自立支援のほうのデータと今回のここでの議論との関係から、そちらのデータから何か情報を貰うような交渉ができるかとか、そういうお話かと思うんですが。

○ 村上参考人

そうです。そのとおりです。言ってみれば、ひとり親家庭の貧困率が50.6%の根拠要因がはっきりしないと予算を取りに行くための口上ができないということですよ。予算を貰えとこれだけのパーセンテージが減って行って、さらにその方が納税者になっていくんだよっていけるようなプレゼンができると思うんですけども、ただ、そもそものデータが、今のところ児童扶養手当の受給、児童扶養手当を受給する際のフォーマットしかないんですよ。受給、受給要件のデータは厚労省のほうでは持っているけれども、実際の困っている要因が詰まっているデータは、生活困窮者等自立支援室のほうで持っているというようなところでのお話でした。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。生活困窮者自立支援のほうも、相談に来た方のデータなので、サンプリングが全国というわけではないわけですけどもね。

○ 村上参考人

いえ、サンプリングは全国です。

○ 小杉委員長

いや、あれは相談に来た方のデータなので、データベースは。

○ 村上参考人

そうです。そこでのクロスマッチ、調査というようなことができるというように、その担当者から私は伺っているのです。

○ 小杉委員長

まあ、そこは相談していただいて、こちらのために何かしてくれるかどうか、ちょっと交渉していただくということが。いかがですか。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

ちょっとまだ、困窮室の持っているデータそのものを私も詳しくは把握しておりませんが、確認してみたいと思いますが、児童扶養手当の受給者であれば、支給要件に併せてどういう世帯がいるかということは、データとしてはあります。ただ、個々の状況というものは現在の状況では把握しておりません。また、おおむね5年に一度行っています、ひとり親世帯等調査。

こちらのほうで、困っていることとか、お子さんの悩みとか、そういったところを今現在は把握しつつ、それを施策のほうに反映していきたいと考えております。

○ 小杉委員長

ということで、時間のほうがちょっとギリギリになっちゃいましたけれども、最後の資料6のほうですね、事務局から、前回の指摘事項についてということで説明をお願いいたします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

それでは、前回の指摘事項についてということで、資料6をご覧ください。前回の指摘におきまして、母子・父子自立支援員についてのご指摘がありました。

まず1ページですが、母子・父子自立支援員の非常勤規定の削除の関係ですが、これは平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」こちらによりまして、母子・父子自立支援員について、「非常勤を原則とする」という規定を削除しております。その改正の趣旨ですが、これまでは原則非常勤とするという形になっておりましたが、本来都道府県等における職員の任用については、都道府県知事等において判断されるべきものであることから、非常勤を原則とする旨の規定を削除したという形になっております。

続いて2ページです。前回非常勤職員の母子・父子自立支援員について、特別職から一般職になるというお話がありました。現在の母子・父子自立支援員の設置要綱では、「非常勤の母子・父子自立支援員は特別職とする。」という旨が規定されておりますが、今後、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されますので、これに合わせてこの設置要綱の特別職というところも見直していきたいと考えております。

続いて3ページ以降ですが、これは先ほども申し上げました「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の概要になっております。総務省で作成されている資料を参考にいたしておきまして、3ページ以降の資料がその内容になっておりますが、この法律では、地方公務員法の一部改正として、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化と、それから一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化ということが行われております。これに基づきまして、会計年度任用職員に関する規定が設けられた形になっております。

また、地方自治法の一部改正が行われておきまして、これに基づき、労働者性が高い方に期末手当が支給できないというところがありましたが、期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定が整備された形になっております。

4ページ以降、具体的な内容になっておりますので、特別職非常勤職員の任用の適正確保ということになりますが、具体的には地方公務員法第3条第3項第3号におきまして、専門的な知識経験または識見を有すること、当該知識経験に基づき事務を行う労働者性の低い職であること、事務の種類は、助言、調査、診断又は総務省令で定める事務であることという形になっておきまして、真ん中の右側のほうに該当する事務と該当する職の例という形で、特別職については、こうした方々に限定する形になります。また、右下のほうになりますが、特別職から一般職へ移行する職という形になっておきまして、真ん中で説明した事務に該当しない方。

こうした方々は、会計年度任用職員に移行していく形になっております。

続いて5ページですが、会計年度任用職員の募集・任用・用務という形で、会計年度任用職員の採用についての方法、それから服務のことなどが新しく規定されている形になります。

また、6ページでは、再度の任用にあたって、特に一律に応募を制限することは、平等取り扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきであるということや、空白期間の適正化。これは右側のほうにあります。不適切な空白期間というのをしないようにということが求められております。

続いて7ページですが、会計年度任用職員の給与水準。これにつきましては、初任給決定については、職務経験等の要素を考慮して定めること。それから、基本的には常勤職員の給料表に紐づけた上で上限を設定することが適当というような形で初任給決定においての基本的な考え方が示されておりますし、また、職務経験等の要素を考慮しつつ定めるべきであるとされております。

8ページは、会計年度任用職員に対する給付の考え方、それから、9ページは会計年度任用職員の勤務時間・休暇等という形で示されておまして、これまで明確にされていなかったことが整理されて、今後、来年の4月1日から適用されていくという形になっております。

前回のご指摘の中で、母子・父子自立支援員につきましては、こうした法律の改正に基づきまして、特別職ではなく、非常勤職員につきましては、会計年度任用職員という形で運用がされていくという形になっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○ 小杉委員長

はい。ありがとうございます。実質的な議論は後日ということですが、事実関係について質問でございますでしょうか。一応私から確認のために、一言申し上げておきますと、この資料の中の4ページのところにありますとおりですね、一般職というのは別に一般事務職ではないわけで、ここにありますとおり、保健師とか勤務医とか看護師とか、そうしたものも、専門性の高いものも、すべて一般職という位置付けになります。ですから、母子・父子自立支援員が事務をするということに直接なるような法律では全くありませんので、そのへん改めて事実として確認したいと思います。よろしいですか。

○ 合原委員

聞いてもいいですか。

○ 小杉委員長

はいどうぞ。

○ 合原委員

基本的に1年ずつ更新する感じになるかと思うんですけども、それって通常の労働法でいうところは、5年を過ぎると無期雇用にしななければならないってところとの整合性とか。そのあたりの考え方ってどんなふう考えてあるのかなと思って確認です。

○ 小杉委員長

事務局ありますか。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

すみません、次回までにちょっと確認をさせていただきますが、確か公務員の場合は適用がなかったと思いますので。

○ 小杉委員長

労働法適用ありません。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい。

○ 森内委員

すみません。この選考するということですが、3年という形で選考するよというところがあります。ただ、それは自治体によって、それぞれ違っていて、今まで5年雇用止めだったところは5年とか。それをやらないという自治体もあるし、今のところその情報としては、ここがまちまちで、総務省の指針の中には、やはり3年っていうのがあります。それは、あとは自治体がどうするかと思っています。総務省どおりにやると、私たちは3年ごとに選考を受けなきゃいけない。そこに私たちの知見が取り入れてもらえるかどうかということはありません。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい、事務局です。すみません、今3年と言われたんですけど、特に3年とかそういった規定はないはずで、会計年度任用職員については1年ごとの更新、1年の雇用期間という形になりますが、再任、再度の任用にあたっては、6ページのほうにもありますように、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて一律に応募を制限することは、平等取り扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきという形になっており、このことにつきましては、この会計年度任用職員の制度がこれからできるわけですけども、それ以前から我々のほうも地方自治体の皆様をお願いしている点でございますので、引き続きお願いしていきたいと思っております。

○ 島崎委員

議論は次回ということですけど、私自身確認もしますが、会計年度任用職員のこの関係の規定というのは、施行が来年の4月1日ですよ。今どういう状況になっているのですか。各自治体のほうで、ほとんどもう着地点が見えているような状態なのですか。それとも、例えば組合との交渉とかが非常に難航しているような状況なのですか。担当の動き、部局じゃないので、

省庁でもないんですけれども、今どういう状況になっているのですか。

○ 小杉委員長

はい。情報ありますか。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい。ちょっと詳しい資料を、今手元にございませんので。この法律が施行以降に、法務省のほうからこの改正に向けてのスケジュールというのが示されておりまして、その実施状況というのも確認されております。さらにもう、すでに来年の4月ですので、来年の4月の採用に向けて、自治体としては条例を改正したり、そうした動きが出ているはずだと思っております。

○ 小杉委員長

特に混乱が起きているとは聞いてませんで、かなり綿密に自治体と相談しながら進められてきたと思います。はい、どうぞ。

○ 渡邊代理人

松戸市ですけれども、確かに予算要求前に、今年の9月、秋ぐらいからこの関係の説明等がありまして、冒頭にご説明の中にも入れましたが、支援員の増員の要望について財務当局に言った際には、会計年度任用の形で、支援員に対しても、採用という形になるというお話は受けております。はい。

○ 永澤委員

はい。山形県の場合も、来年度の会計年度任用職員の移行に向けて、調整が進んでおりまして、最終的な詰めをしている状況だということでございます。

○ 小杉委員長

時間のほうもそろそろ尽きましたが、皆様この際もう一回発言しておきたいというようなことございますか。また次回もございますので、よろしいですか。

それでは、次回の予定について事務局から説明をお願いいたします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

委員の皆様、参考人の皆様、ありがとうございました。次回の専門委員会の日程につきましては、12月12日木曜日の15時からを予定しております。次回、鈴木委員、森内委員、芹澤委員、佐藤参考人、新川参考人には、本日と同様にプレゼンテーションをしていただくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からのご連絡は以上です。

○ 小杉委員長

本日の専門委員会は、これで閉会といたします。ご出席どうもありがとうございました。また次回もよろしく願いいたします。